

## はじめに

今回策定した「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」は、「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」を、基本理念に掲げました。

本計画を「足立区基本計画」の分野別計画のひとつとして位置づけ、「ひと」「暮らし」「まち」「区」の4つの視点と11の柱を中心に、今後の障がい福祉を進めてまいります。また「第5期障がい福祉計画」と、「第1期障がい児福祉計画」の中に、障がい福祉施策の具体的な指標を定めました。

計画を策定するにあたり、障がい者団体、家族会、障がい当事者、保護者など、多くの団体や個人の方々、また、各障がい関連協議会等の皆様にご意見を伺うとともに、広く一般の皆様からもパブリックコメントを通してお声を頂戴しました。

今後も、障がいの有無にかかわらず、ライフステージに応じた支援が受けられ、ともに支えあうことで安心して生活し続けられる足立区をめざし、区民の皆様と力を合わせ全力で取り組んでまいります。

平成30年2月

足立区長 近藤 やよい

足立区障がい者計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

足立区第5期障がい福祉計画・・・・・・・・・・・・ 31

足立区第1期障がい児福祉計画・・・・・・・・・・ 118

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143

**「障害（障がい）」の表記について**

足立区では、基本的に「障害」の表記を「障がい」に統一して表記しています。（例：障がい者 障がい児 障がい計画）

ただし、法律により定められている事項については、「障害」と表記しています。（例：身体障害者手帳 障害者総合支援法 障害者差別解消法）

# 足立区障がい者計画

～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～

(2018年度(平成30年度)から2023年度)



# 目 次

## 足立区障がい者計画

### 第1章 3つの計画の基本的な考え方

- 1 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 これまでの足立区の障がい者福祉の取り組みと計画の進捗状況・・・8
- 3 足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～と  
足立区第5期障がい福祉計画、足立区第1期障がい児福祉計画の  
位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

### 第2章 これまでの足立区の取り組み

- 現計画の7つの施策から新計画の4つの視点へ・・・・・・・・・・・・・10

### 第3章 足立区がめざす障がい福祉

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 基本理念を実現するための4つの視点・・・・・・・・・・・・・13

### 第4章 策定にあたっての基本的な考え方

- 1 国の考え方～障害者総合支援法の改正～・・・・・・・・・・・・・14
- 2 足立区の協創の推進とこれからの障がい福祉の取り組み・・・・・・・・15
- 3 国の基本指針（基本理念）と足立区障がい者計画との関係・・・・・・・・17

### 第5章 施策の体系

- 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

### 第6章 4つの視点の成果指標と今後の施策

- <視点1>ひと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- <視点2>くらし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- <視点3>まち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- <視点4>区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

## 足立区第5期障がい福祉計画

### 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

### 第2章 策定にあたっての基本的な考え方

- 1 国の考え方～成果目標～・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 2 足立区の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

### 第3章 活動指標

#### <視点1>ひと

##### 柱立て(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成

- 施策① 人材養成研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 施策② ボランティアの育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 施策③ 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり・ 43

##### 柱立て(2) 障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み

- 施策① 障がい者差別解消の取り組みの強化・・・・・・・・ 46
- 施策② 小・中・高校等の児童・生徒に対する啓発・・・・ 48
- 施策③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発【再掲】・・ 50
- 施策④ 障がい者スポーツへの区民理解のための活動・・・・ 53

#### <視点2>くらし

##### 柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と

##### 多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築・・ 57

※この内容は全て足立区第1期障がい児福祉計画(P. 123～)に記載。

##### 柱立て(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法関連)

- 施策① 障がい福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 施策② 地域生活支援事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 施策③ 地域移行支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
- 施策④ 地域定着支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

**柱立て（3）就労支援の充実**

**（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）**

施策① 就労支援サービスの充実・・・・・・・・・・・・・84

**柱立て（4）障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを  
楽しめる仕組みづくり**

施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実・・・・・・・・・・90

**柱立て（5）重度化・高齢化を見据えた拠点づくり**

施策① 地域生活支援拠点の整備・・・・・・・・・・・・・94

**<視点3>まち**

**柱立て（1）安心・安全なまちづくりの実現**

施策① 震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進・・・・・・・・96

施策② ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進・・・・・・・・98

施策③ ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進・・・・・・・・100

**柱立て（2）便利で快適な道路・交通網の整備（都市基盤の整備）**

施策① スムーズに移動できる交通環境の整備・・・・・・・・・・102

施策② 安全に利用できる道路環境の整備・・・・・・・・・・・・・104

施策③ 安全な駅の整備・・・・・・・・・・・・・106

**<視点4>区**

**柱立て（1）障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み**

施策① 各種ネットワークの構築と推進・・・・・・・・・・・・・108

施策② 障がい者への虐待防止と権利擁護・・・・・・・・・・・・・110

施策③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発【再掲】・・・・113

## 足立区第1期障がい児福祉計画

### 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118

### 第2章 策定にあたっての基本的な考え方

- 1 国の考え方～成果目標～・・・・・・・・・・・・・・・・・・119
- 2 足立区の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120

### 第3章 活動指標

#### ＜視点1＞ひと

柱立て（1）さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成

- 施策① 人材養成研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・121

#### ＜視点2＞くらし

柱立て（1）乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と  
多様な連携による療育・教育・福祉サービスの充実

- 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり・・・・・・・・123
- 施策② 乳幼児期の取り組みの充実・・・・・・・・・・・・・・・・127
- 施策③ 学齢期の取り組みの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・133
- 施策④ 学齢期から青年期への円滑な移行・・・・・・・・・・136

柱立て（2）成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる  
体制の充実（障害者総合支援法関連）

- 施策① 障がい福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・139



## 第1章 3つの計画の基本的な考え方

### 1 策定の背景

#### (1) 国際的な障がい者福祉の動向（障害者権利条約）

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）は平成18年に国連総会で採択され、わが国は翌年の平成19年に署名し、速やかな条約の批准をめざしました。政府は「国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべき」との障がい当事者の意見を踏まえ、平成21年に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、条約批准に向けて集中的に国内法の整備を進めました。その後、障害者基本法の改正を始めとした障がい福祉関連の国内法を整えた後、わが国は平成26年に障害者権利条約を批准し、発効されました。

障害者権利条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。差別には障がい者であることを理由とした直接的な差別だけでなく、障がい者の権利確保のために、必要である調整を行わない（例：区が適切で合理的な金銭的負担であるにもかかわらず、段差のある場所にスロープを設置しない）等の「合理的配慮の否定」も含まれます。

また、この条約では障がいの有無にかかわらず、誰もが住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障がい者の自立した生活と地域社会への包容について定めています。

なお、条約の遵守状況を監視するため、「障害者の権利に関する委員会」に条約の内容がどのように実施されているかを政府が報告する義務があります。

#### (2) わが国の障がい者福祉の動向

わが国は障害者権利条約の批准に向け、平成19年の条約署名以降、以下の法令整備を行ってきました。

##### ア 障害者基本法の改正

平成23年7月に障害者基本法が改正されました。改正後の障害者基本法には、「すべて障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」「すべて障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」「すべて障害者は、言語（手話を

含む) その他意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を理念とし、「すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが明記されました。

#### **イ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の制定**

平成23年6月には、障害者虐待防止法が成立、平成24年10月に施行されました。障害者虐待防止法では、「養護者による障害者虐待」「障害者福祉施設従業者による障害者虐待」「使用者による障害者虐待」を虐待と定め、「身体的虐待」「ネグレクト（養護者が障がい者等に対して食事、その他の日常生活の援助を怠り、放置すること）」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」を虐待の類型として定義づけました。

虐待防止施策としては、区市町村、都道府県、国がそれぞれの役割を担い、相談、事実確認、居室確保等を行っています。また障害者虐待防止法では、虐待を受けた障がい者に対する保護と自立支援だけでなく、養護者に対する支援等に関する施策を実施し、もって障がい者の権利権益の擁護に資することも目的としています。

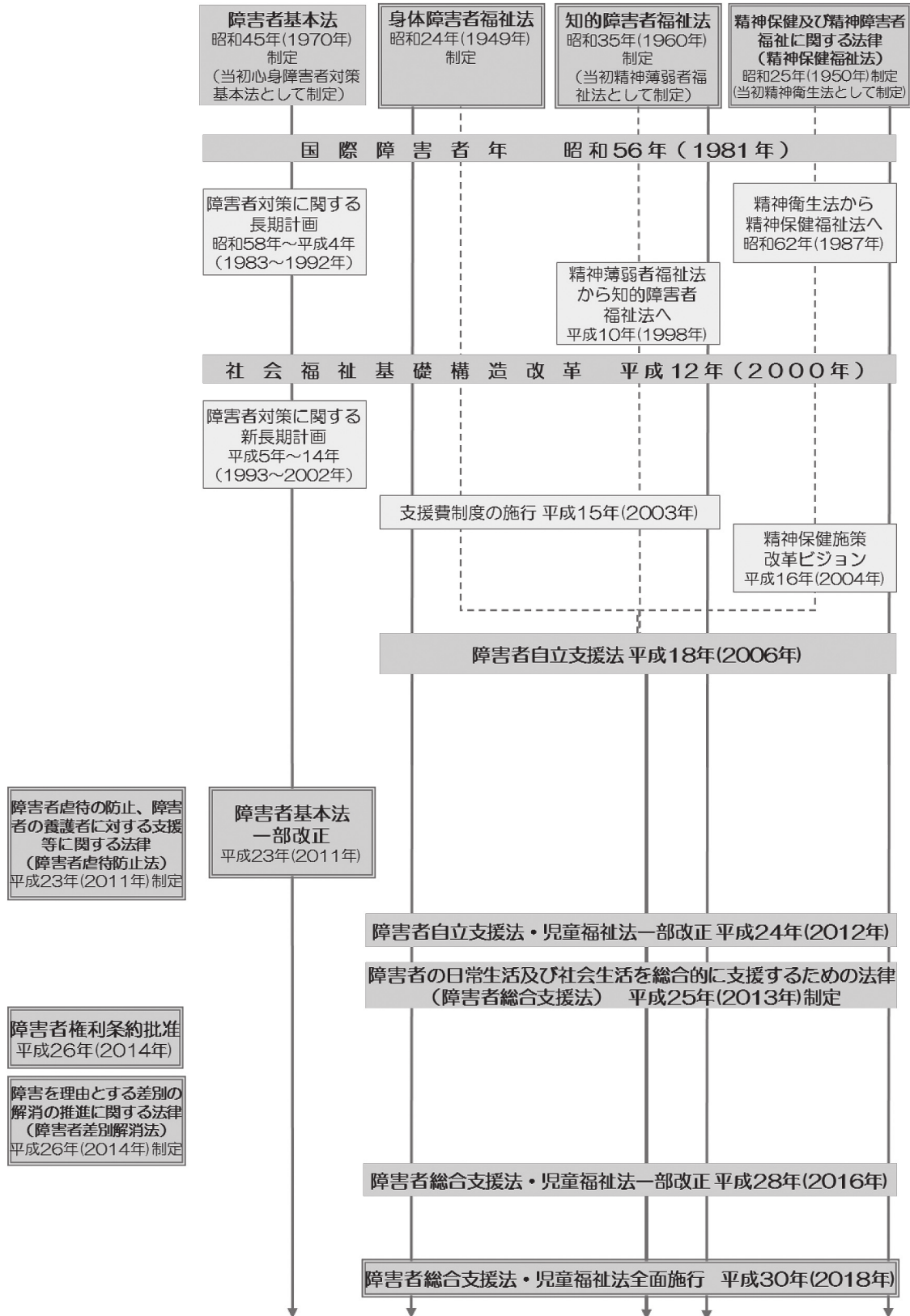
#### **ウ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の制定**

平成25年6月には、障害者差別解消法が成立、平成28年4月に施行されました。障害者差別解消法は、「国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による『障害を理由とする差別』を禁止すること」「差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す『基本方針』を作成すること」「行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別防止の具体的内容等を示す『対応要領』『対応指針』等を作成すること」等を定めています。

この法律のポイントは、国・地方公共団体等、民間事業者にかかわらず、障がい者に対する不当な差別的取り扱いを禁止していることです。

また、障がい者への合理的配慮については、国や地方公共団体等については法的義務を、民間事業者については努力義務を定めています。

※戦後の障がい福祉関連法等の変遷



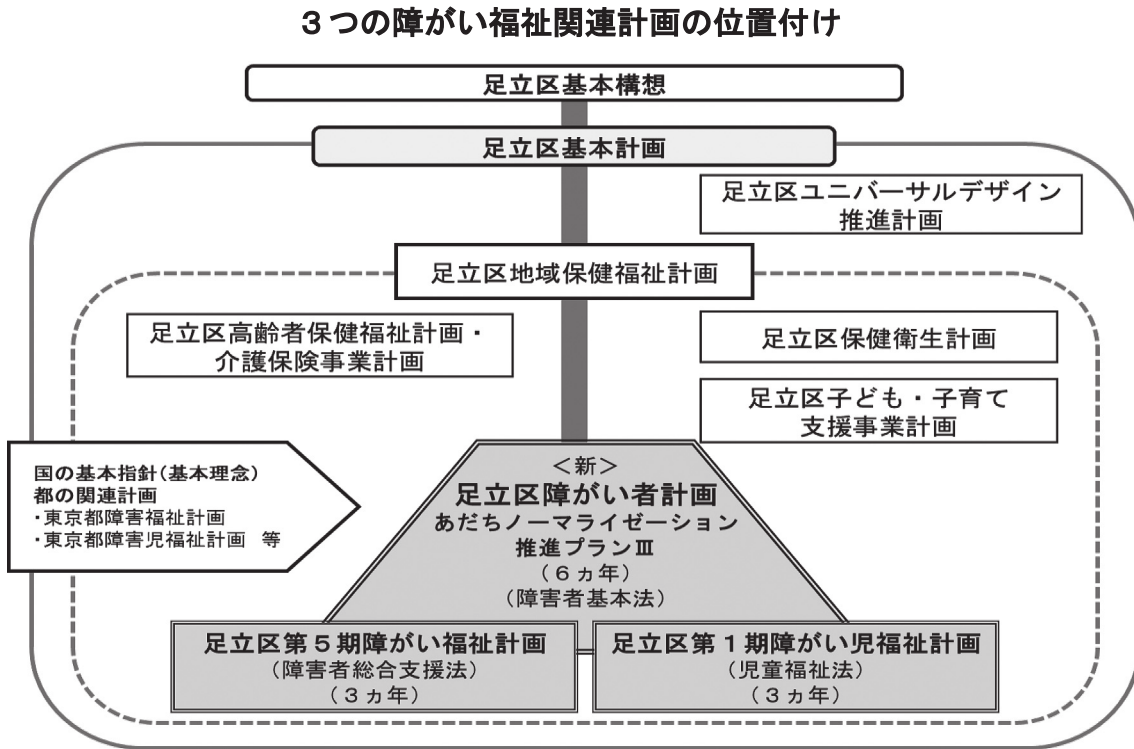
## 2 これまでの足立区の障がい者福祉の取り組みと計画の進捗状況

医学の進歩や平均寿命の伸びによる障がい者の高齢化の他、発達障がいや、高次脳機能障がい等、今まで見逃されていた障がいの顕在化等に伴う障がい者の増加が続いています。また、法律の改正により、福祉サービスが措置制度から障がい者と福祉サービスを提供する事業所と間の契約に変化し、障がい福祉サービスの支給量が増大してきました。その中で足立区は、居宅介護、日中活動支援、補装具費の支給、日常生活用具等の支給、各種手当の支給、外出支援等、多岐に渡る障がい福祉サービスの充実を図ってきました。その中でも「就労移行支援事業」「就労継続支援A型事業」「放課後等デイサービス事業」は想定値を大きく上回る実績となっています。

今般国が、就労継続支援A型事業については①事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となること、②賃金を給付費から支払うことは原則禁止としました。また、放課後等デイサービスについては「管理責任者の資格要件の見直し」と「半数以上の職員が有資格者であること」を定めたため、今後事業所数や利用者数に変化があることが予想されます。

一方、地域移行支援事業、地域定着支援事業、成年後見制度利用支援事業等は、母数が小さいこともありますが、地域移行を行うための重度障がい者向けグループホームの設置が進んでいない等の理由から、計画値を大きく下回っています。

**3 足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～と  
足立区第5期障がい福祉計画、足立区第1期障がい児福祉計画の位置付け**



**4 計画の期間**

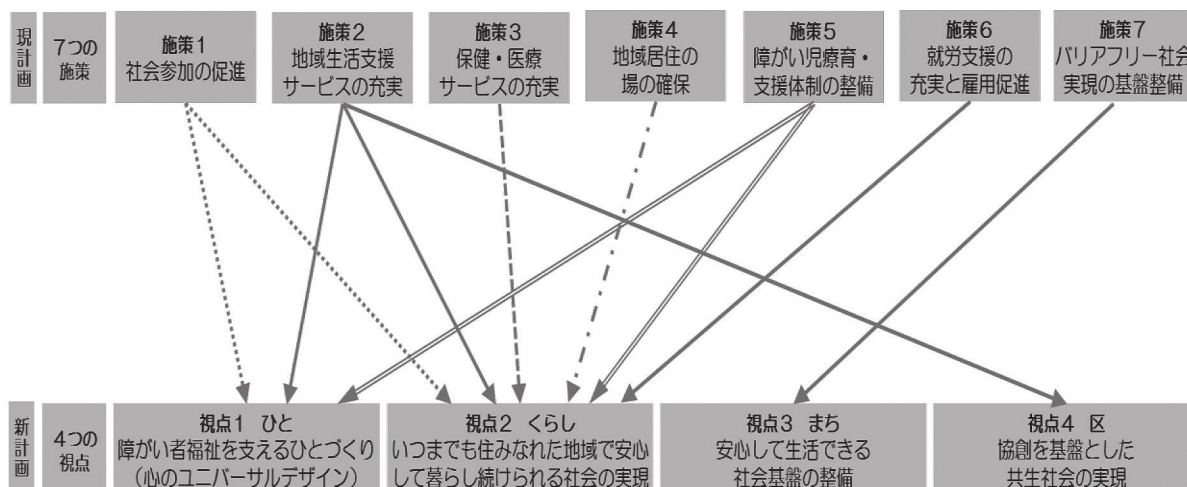
障がい者計画は、障害者基本法に基づき平成30年度から6年間、障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づき平成30年度からそれぞれ3年間とし、以下に年度間イメージを記します。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
<b>障がい者計画</b> (障害者基本法)	現 障がい者計画 あだちノーマライゼーション 推進プランⅡ (平成24年度～平成29年度)			<b>新 障がい者計画</b> あだちノーマライゼーション推進プランⅢ					
<b>障がい福祉計画</b> (障害者総合支援法)	第4期障がい福祉計画			<b>第5期障がい福祉計画</b>		第6期障がい福祉計画 (予定)			
<b>障がい児福祉計画</b> (児童福祉法)				<b>第1期障がい児福祉計画</b>		第2期障がい児福祉計画 (予定)			

## 第2章 これまでの足立区の取り組み

これまで足立区は、足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅡ（平成24年度～29年度）の中で、障がい福祉の推進に積極的に取り組んできました。現計画の策定時から現在までの様々な状況の変化を踏まえ、これまでの取り組みを新たな足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ（2018年度（平成30年度）～2023年度）につなげていきます。

### <現計画の7つの施策から新計画の4つの視点へ>



#### 【現計画】 施策1 社会参加の促進

障がい者が生活のゆとりと豊かさを実感するとともに、社会参加の機会を拡大していくために、多様な活動の場の提供と、参加のための条件整備を積極的に推進してきました。また、障がいについての区民理解を促進し、地域でいきいきと生活できる環境づくりをめざしてきました。

☞【新計画】 視点1ひと 柱立て（2）（P. 21）

視点2暮らし 柱立て（4）（P. 24）

#### 【現計画】 施策2 地域生活支援サービスの充実

障がいの種別にかかわらず、また、重度の障がいがあっても地域で自立した生活が続けることができるよう、障がい者の意思決定への支援に配慮しつつ、社会福祉法人や本人・家族等の協力のもと必要なサービスを適切に提供するため、障がい者への相談支援体制の整備を進めてきました。また、日常生活を送る上で欠くことのできない介護・介助、コミュニケーション等の生活支援サービス、ホームヘルプなどのサービスの充実をめざしてきました。

- ☞【新計画】 視点1ひと 柱立て(1)(P. 20)  
視点2くらし 柱立て(2)(P. 23)  
視点4区 柱立て(1)(P. 27)

#### 【現計画】施策3 保健・医療サービスの充実

健康についての正しい知識の普及を図るなど、障がい者の健康づくりを進めました。

- ☞【新計画】 視点2くらし 柱立て(1)(P. 22)

#### 【現計画】施策4 地域居住の場の確保

障がい者が地域で生活をしていくためには、障がいに配慮した住宅を整備することが必要です。障がい者が必要な援助を受けながら安心して地域で生活できるよう、グループホームなどの多様なケア付き住宅等の誘致に取り組みました。

- ☞【新計画】 視点2くらし 柱立て(2)(P. 23)

#### 【現計画】施策5 障がい児療育・支援体制の整備

障がい者が地域における自立した生活を実現するためには、乳幼児期から、学齢期・青年期に至る成長過程で、地域や社会で生きる力を獲得していくための援助を、適切かつ継続的に行うことが大切です。そのため、できるだけ早い時期から、一人ひとりの障がい児とその保護者に対する相談と支援の場を整備し、発達障がい等の障がい児支援を強化してきました。

- ☞【新計画】 視点1ひと 柱立て(1)(P. 20)  
視点2くらし 柱立て(1)(P. 22)

#### 【現計画】施策6 就労支援の充実と雇用促進

就労を通じて社会的役割を担いつつ、経済的な自立や社会的自立を促進していくため、障がい福祉センターを中心とし、就労相談、就労準備支援、就労訓練に加え、多様な就労の場の確保から職業定着支援まで、継続して行える就労支援体制を充実させてきました。また、就労継続支援事業A型、B型の拡充などに積極的に取り組みました。

- ☞【新計画】 視点2くらし 柱立て(3)(P. 24)

**【現計画】 施策7 バリアフリー社会実現の基盤整備**

すべての人が安全、安心、快適に暮らし続けることができるよう、利用しやすい施設の整備と次代を担う人材の育成により、ユニバーサルデザインの考えとバリアフリー化を推進しました。

☞ **【新計画】 視点3まち 柱立て（1）（P. 25）**

**視点3まち 柱立て（2）（P. 26）**

**※ノーマライゼーションとは**

一般に、障害のあるなしにかかわらず、地域において、ごく普通の生活をしていけるような社会をつくっていくこととされている。これは、障害者の存在を特別のものと考えて社会的に隔離するのではなく、障害のある人もない人も地域でともに生活している状態こそが自然であるという前提のもとに、障害のある人もまた、家庭や地域において普通の生活を送ることを可能としていくための方策を講じていくことの重要性を訴えているのである。（平成8年版 厚生白書より）

**※ユニバーサルデザインとは**

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。  
（障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)より）

**※バリアフリーとは**

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。  
（障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)より）



## 第3章 足立区がめざす障がい福祉

### 1 基本理念

障害者基本法の目的として、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と記されています。足立区においても、共生社会の実現に向けて、以下の基本理念を掲げます。

障がいの有無にかかわらず、  
誰もが住みなれたまちで、共に安心して  
生活し続けられる足立区の実現

### 2 基本理念を実現するための4つの視点

足立区基本構想（平成28年10月策定）において、30年後の足立区のめざす姿として、「協創力で作る 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」を掲げました。その実現のために策定した足立区基本計画（2017年度（平成29年度）～2024年度）では、「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」の4つの視点に基づき、区のすべての施策を体系的に整理しました。

足立区基本計画の分野別計画のひとつとして位置づけられる足立区障がい者計画も、「ひと」「暮らし」「まち」「区」の4つの視点に基づき策定します。

#### <視点1> ひと（P. 20～）

○障がい者福祉を支えるひとづくり（心のユニバーサルデザイン）

#### <視点2> 暮らし（P. 22～）

○いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現

**<視点3> まち (P. 25~)**

○安心して生活できる社会基盤の整備

**<視点4> 区 (P. 27~)**

○協創を基盤とした共生社会の実現

## 第4章 策定にあたっての基本的な考え方

### 1 国の考え方～障害者総合支援法の改正～

平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の附則では、施行後3年を目途として障がい福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていました。

このため社会保障審議会 障害者部会において、障がい関連団体等からのヒアリングと検討を重ね、報告書を国に提出しました。

各自治体は、この報告に基づき、障がい者が自らの望む地域生活を営めるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスへの円滑な利用（移行）を促進するための見直しを行うこと、また、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととし、以下の（1）～（3）を盛り込んだ法改正を行いました。

改正は、平成28年6月3日に公布され、平成30年4月1日施行（但し、一部公布の日を施行日としている）とされました。

平成30年2月現在、具体的な内容が明らかになっていない点もありますが、区としてこの改正を着実に実行していきます。

#### （1）障がい者の望む地域生活の支援

- ア 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- イ 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設
- ウ 重度訪問介護の訪問先の拡大
- エ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用

**(2) 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応**

- ア 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- イ 保育所等訪問支援の支援対象施設の拡大
- ウ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援（連絡調整体制の整備）
- エ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定）

**(3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備**

- ア 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- イ 障がい福祉サービス等の情報公開制度の創設

**2 足立区の協創の推進とこれからの障がい福祉の取り組み****(1) 足立区基本構想及び基本計画の考え方**

足立区基本計画は、基本構想で掲げた「協創力でつくる 活力にあふれ進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向け「持続可能な区政運営の推進」「安全で、活力と魅力あるまちづくりの推進」「戦略的な公共施設マネジメントの推進」「新たな経営理念による区政経営の推進」を基本の考え方に据え区政運営を推進することとしました。

**(2) 協働から協創へ**

これまで区は「協働」を推進し、成果をあげてきました。しかし区民の高齢化や価値観の多様化などにより、「協働」の担い手が不足・固定化しがちで、活動に支障が出てきました。一方、区が抱える課題は年々複雑化・困難化してきており、現状を打開するための、新たな仕組みの構築が急務となっています。これまでの「協働」はあくまでも行政主導で進んできたことから、情報伝達が一方通行になりがちであり、「協働」のパートナーの範囲も事業ごとに限定的な域を脱することができませんでした。

そこで、時代の変化から生じる課題を克服するために、まず、子どもから高齢者、障がいのある人等、多様な個が夢や希望に向かってチャレンジし、社会と関わる中で、自ら誇りや生きがいを感じられることが重要と考えました。そのうえで、互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支えあえば、より一層力を発揮することができます。この仕組みを「協創」と呼び、持続可能なまちを築き上げる根本と位置づけます。

### (3) 障がい福祉と協創

これまで国、都、区は、障がいがある方の需要が高い施設の整備、障がい者雇用率の増加へ向けた取り組みの推進、各種福祉サービスの利用支援等を行ってきており、足立区第4期障がい福祉計画で定めた目標値は概ね達成している状況にあります（足立区第5期障がい福祉計画（P. 34～P. 115）及び足立区第1期障がい児福祉計画（P. 121～P. 141）における計画値と実績値参照）。

今後は、障がい者の望む地域生活の支援や就労者に対する支援などの新たなサービスや、重度障がい者のための支援の拡充が必要です。

障がい児支援については、「障がい児福祉計画」に基づき、障がい特性の多様化に対応し早期発見・支援の仕組みを充実させるとともに、重症心身障がい児(者)等に対する支援の強化が必要となります。また、サービスの量の確保とともに、質の向上に向けた取り組みが強く求められています。

これらの取り組みは区だけで達成できるものではありません。障がい者団体、民生・児童委員、ボランティアの組織、社会福祉法人、区内の関連団体、民間関連事業所などが、ともに連携し合うことで、はじめて実現に向かって動き出すことができると考えます。

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域でライフステージに応じた必要な支援を受け、ともに安心して生きる社会を構築するために、協創の推進は不可欠です。足立区は今後障がい福祉の分野においても「協創力でつくる活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の理念の下、障がい福祉の推進に取り組んでいきます。

### 3 国の基本指針（基本理念）と足立区障がい者計画との関係

国は共生社会の実現に向けて、以下の基本指針を示しています。一方、足立区は基本構想で、30年後を見据えて、足立区に関わる人々やその人々のくらしを支える区がめざす姿を定めました。これらを踏まえ、足立区障がい者計画がめざす基本理念を策定しました。

#### 国の基本指針(基本理念)

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の反映
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

↓ 反映

#### <新>足立区障がい者計画の基本理念

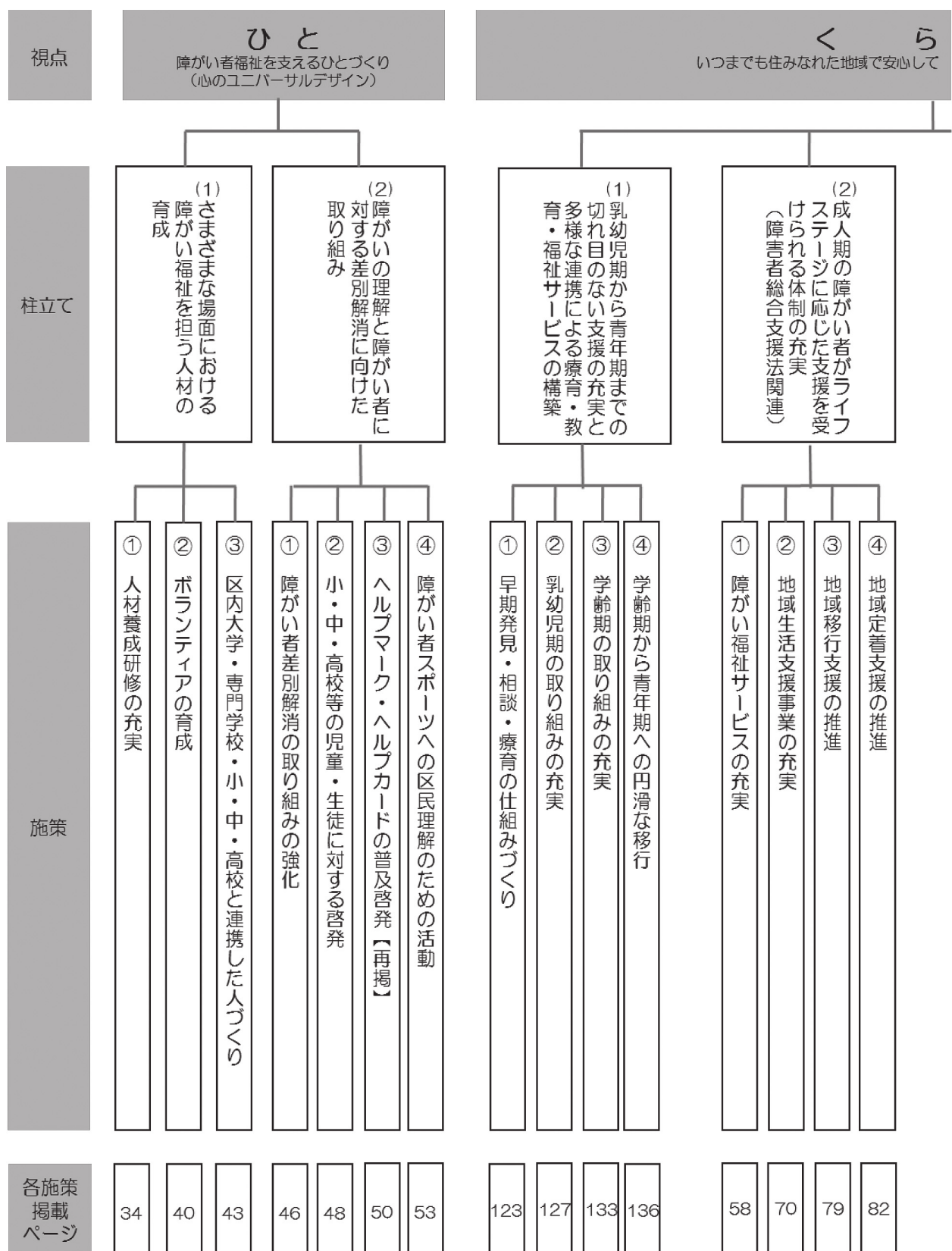
**障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、  
共に安心して生活し続けられる足立区の実現**

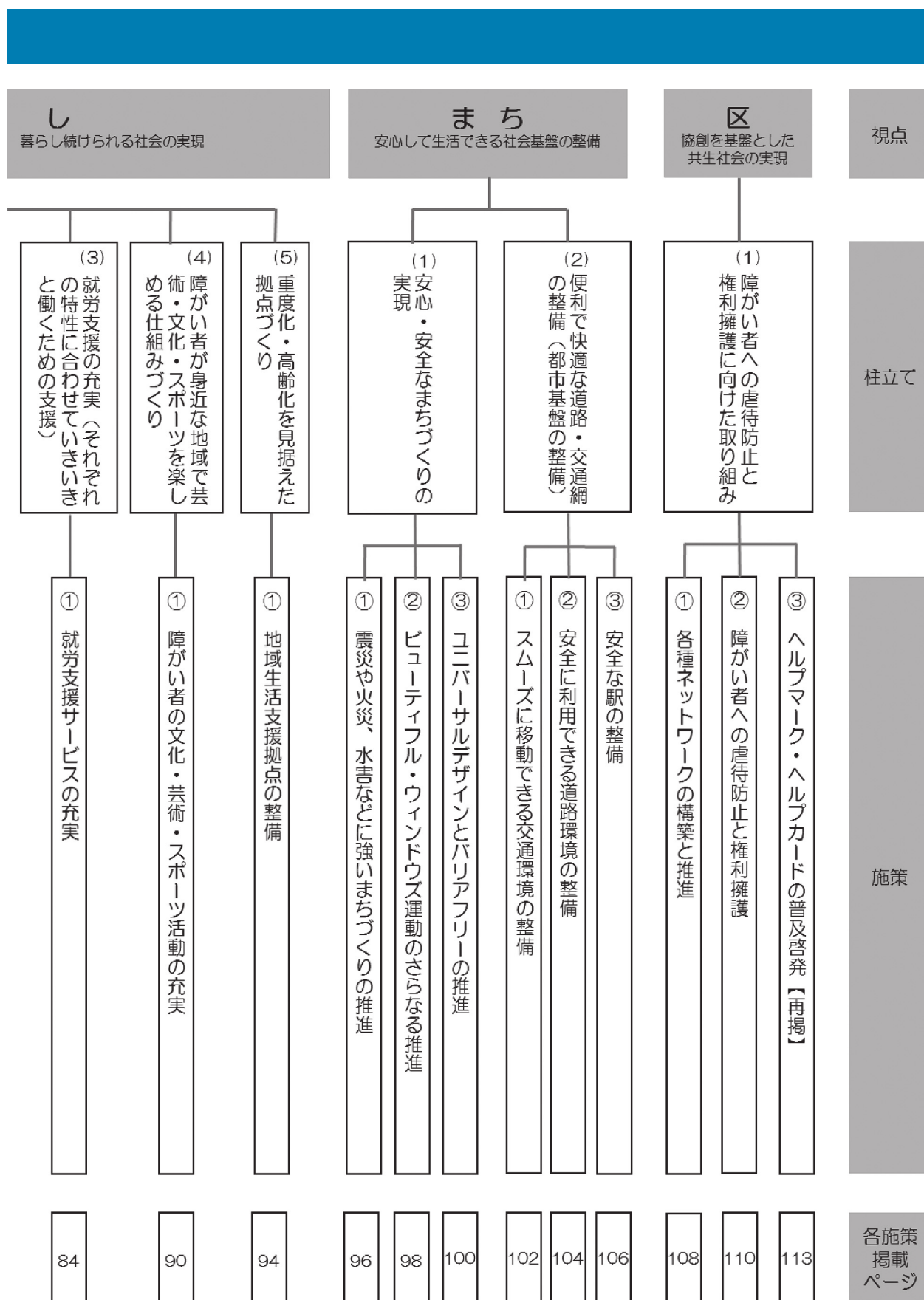
↑ 反映

#### 足立区基本構想

協創力をつくる 活力にあふれ 進化し続ける  
ひと・まち 足立

## 第5章 施策の体系





## 第6章 4つの視点の成果指標と今後の施策

### <視点1> ひと

#### ○成果指標○

##### 1 日常生活の中で、周囲から配慮されていると思う障がい者の割合

現状値 2017年度 (平成29年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2023年度
—	35%	40%

##### 2 「自らを含めた地域の人々が、日常生活の中で、高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合

現状値 2015年度 (平成27年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2024年度
—	45%	50%

※足立区基本計画施策指標のため、2015年度（平成27年度）、2020年度、2024年度の数値です。

### 柱立て（1）さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成

障がい者福祉を担う人材の不足が顕著になっている中、人材育成は喫緊の課題です。足立区としてさまざまな場面において、障がい福祉を担う人材の育成を図ります。

#### 施策① 人材養成研修の充実（☞第5期障がい福祉計画P. 34）

区の各機関や社会福祉協議会、各障がい福祉団体等が実施する研修を充実することで、障がい福祉関連資格の取得を支援し、スキルの高い人材育成をめざします。

#### 施策② ボランティアの育成（☞第5期障がい福祉計画P. 40）

ボランティアを必要としている障がい者施設にとって、ボランティアに関心を持つ区民の発掘・育成は欠かせません。足立区社会福祉協議会



が実施しているボランティア入門講座や当事者のボランティア（ピアサポーター）の育成と参加者の増加をめざします。

### 施策③ 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり

（☞第5期障がい福祉計画P. 43）

人材育成には、小学校から大学までの児童・生徒・学生への啓発が必要です。積極的に各学校と連携し、障がい理解と将来の人材育成を図ります。

## 柱立て（2）障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み

障がいを理由とした差別は、残念ですが未だにありません。障がい者差別の解消には、障がいに対する理解が大前提となります。足立区は今後一層、障がい理解と障がい者差別の解消に向けた取り組みを進めていきます。

### 施策① 障がい者差別解消の取り組みの強化

（☞第5期障がい福祉計画P. 46）

障がい者差別の解消に向けた各種研修を充実させることで、障がいに対する理解を深めていきます。

### 施策② 小・中・高校等の児童・生徒に対する啓発

（☞第5期障がい福祉計画P. 48）

障がい者差別の解消には、子どもの頃からの啓発が重要です。積極的に児童・生徒向けの啓発に取り組んでいきます。

### 施策③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発【再掲：視点4】

（☞第5期障がい福祉計画P. 50及びP. 113）

東京都とタイアップして実施しているヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発について、今後もあらゆる場面で区民に対する働きかけをより一層強化していきます。

### 施策④ 障がい者スポーツへの区民理解のための活動

（☞第5期障がい福祉計画P. 53）

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた各種取り組み等とおして、障がい者も活躍できるスポーツについて区民の理解を深めていきます。

<視点2> くらし

○成果指標○

1 「障がい者支援施策に満足している」と思う障がい者の割合【再掲】

現状値 2017年度 (平成29年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2023年度
—	48%	50%

※<視点3>まちにも同指標設定

2 支援が必要と思われる就学前（1歳児～5歳児）の乳幼児のうち、発達相談につながった割合

現状値 2015年度 (平成27年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2024年度
60%	65%	70%

※足立区基本計画施策指標のため、2015年度（平成27年度）、2020年度、2024年度の数値です。

3 福祉施設から一般就労への移行実績を2020年度末までに2016年度（平成28年度）実績の1.5倍以上とする（国の成果目標）

現状値 2016年度 (平成28年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2023年度
24人	40人	55人

柱立て（1）乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

支援の必要な障がい児に対する支援に切れ目があってはいけません。乳幼児期、学齢期、そして青年期へと、連続性を保った支援をめざします。そのなかで、足立区独自のチューリップシート等の支援をつなぐためのツールを活用し、発達支援機関・教育機関との連携を図っていきます。

### 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり

(☞第1期障がい児福祉計画P. 123)

足立区では以前から支援が必要と思われる乳幼児の早期発見と支援に取り組んできました。

今後は、国が進める訪問型児童発達支援への取り組みや、ペアレント・メンター（発達障がい特性のある子の育児経験がある保護者）による相談の充実に努めていきます。

### 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

(☞第1期障がい児福祉計画P. 127)

切れ目のない支援は、乳幼児期から始まります。乳幼児健診で発見された支援の必要な子どもに対して各種機関が連携して多様な支援を提供していきます。

### 施策③ 学齢期の取り組みの充実 (☞第1期障がい児福祉計画P. 133)

教育機関が発達支援の中心となるこの時期は、まず就学相談が重要な意味を持ちます。適切な就学相談から、個々に合った就学の選択肢を提案していきます。また質の高い放課後等デイサービスの提供も重要になります。

### 施策④ 学齢期から青年期への円滑な移行

(☞第1期障がい児福祉計画P. 136)

学齢期から青年期に向けて、学生から社会人として一般就労や福祉的就労、通所訓練等へと進んでいきます。学齢期から青年期の適切な移行に向けて、様々な取り組みを行っていきます。

## 柱立て(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法関連)

障害者総合支援法に基づくサービスは多岐に渡り、それぞれが重要な役割を持ちます。各サービスの充実と、体制整備を進めていきます。

### 施策① 障がい福祉サービスの充実 (☞第5期障がい福祉計画P. 58)

障害者総合支援法に基づく様々な福祉サービスの充実をめざします。

**施策② 地域生活支援事業の充実**（☞第5期障がい福祉計画P. 70）

障害者総合支援法に基づき、区が独自に実施するサービスです。この事業についても、充実をめざします。

**施策③ 地域移行支援の推進**（☞第5期障がい福祉計画P. 79）

都外の施設に居住する心身障がい者や病院に長期入院する精神障がい者が、生まれ育った足立区で生活できるよう支援する事業です。様々な課題から地域移行が難しい障がい者に対して援助を行います。

**施策④ 地域定着支援の推進**（☞第5期障がい福祉計画P. 82）

地域移行した障がい者が地域で生活し続けるために援助を行う事業です。

**柱立て（3）就労支援の充実**

（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）

一般就労から福祉的就労まで、様々な障がい者の就労環境が拡大する中、仕事に就き、充実した日々を過ごせるよう、就労支援の充実を図ります。

**施策① 就労支援サービスの充実**（☞第5期障がい福祉計画P. 84）

**柱立て（4）障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを**

楽しめる仕組みづくり

障がいの有無にかかわらず、文化的な生活を過ごす事は重要です。障がい者が地域においていきいきと楽しく生活できる仕組みを作っていきます。

**施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実**

（☞第5期障がい福祉計画P. 90）

**柱立て（5）重度化・高齢化を見据えた拠点づくり**

障がい者及び保護者の高齢化が進む中、地域で生活する障がい者を総合的に支援する体制が必要です。そこで地域生活支援の拠点整備を進めます。

**施策① 地域生活支援拠点の整備**（☞第5期障がい福祉計画P. 94）

## 〈視点3〉 まち

### ○成果指標○

#### 1 「快適で安全なまちである」と思う障がい者の割合

現状値 2017年度 (平成29年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2023年度
—	41%	43%

#### 2 「快適で安全なまちである」と思う区民の割合

現状値 2015年度 (平成27年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2024年度
41.5%	43.5%	45.5%

※足立区基本計画施策指標のため、2015年度（平成27年度）、2020年度、2024年度の数値です。

#### 3 「障がい者支援施策に満足している」と思う障がい者の割合【再掲】

現状値 2017年度 (平成29年度)	中間目標値 2020年度	目標値 2023年度
—	48%	50%

※〈視点2〉くらしにも同指標設定

## 柱立て（1）安心・安全なまちづくりの実現

犯罪が少なく災害に強いまちづくりは、災害弱者となりやすい障がい者にとって重要な課題です。また、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりとバリアフリーの推進も誰もが安心して暮らし続けるために欠かせません。

### 施策① 震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進

（☞第5期障がい福祉計画P. 96）

一般的な災害に強いまちづくりに加え、障がい者にとって万一の災害時にも安心して生活のできる避難所の確保は欠かせません。災害弱者も利用しやすい避難所の確保に努めていきます。

### 施策② ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進

(☞第5期障がい福祉計画P. 98)

障がいの有無にかかわらず、足立区が進めている防犯と美化の推進施策を地域と連携しながらさらに拡大していきます。

### 施策③ ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進

(☞第5期障がい福祉計画P. 100)

あらゆる生活の場面において誰もが利用しやすく、思いやりのある社会をつくるため、ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進に努めます。

## 柱立て(2) 便利で快適な道路・交通網の整備(都市基盤の整備)

誰もが快適に移動できる環境の整備は、障がい者の社会参加を容易にするとともに、バリアフリーの観点からも重要です。さまざまな場面で安全な移動手段の整備を図っていきます。

### 施策① スムーズに移動できる交通環境の整備

(☞第5期障がい福祉計画P. 102)

誰もが利用しやすい交通環境の整備をめざし、鉄道・バス等の公共交通環境の整備を進めていきます。

### 施策② 安全に利用できる道路環境の整備

(☞第5期障がい福祉計画P. 104)

誰もが安全に移動できる、バリアを無くした歩道等の整備を進めていきます。

### 施策③ 安全な駅の整備(☞第5期障がい福祉計画P. 106)

内方線(ホーム内外を識別するためにホーム内側部分に付けた線状突起)が付いた点字ブロックは、1駅(大師前駅)を除き、1日の利用者数1万人以上の区内全ての駅に設置済みです(大師前駅は平成30年度設置予定)。一方、ホームドアの設置は残念ながら進んでいません。ホームからの転落事故をなくすために、鉄道事業者と連携してホームドアの設置に努めます。

## 〈視点4〉 区

### ○目標○

- 1 障がい福祉関連ネットワークの再構築とさらなる推進  
(協創プラットフォームの構築)
- 2 障がいに対する理解と啓発の推進及び共生社会の実現

### 柱立て(1) 障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み

障がい者の虐待防止については、視点1でも記したとおり、喫緊の課題です。加えて、障がい者の権利を総合的に護る取り組みも欠かせません。

#### 施策① 各種ネットワークの構築と推進

(☞第5期障がい福祉計画P. 108)

障がい者の権利を護る各種ネットワークを一層充実させ、障がい者の権利を護る施策を推進していきます。

#### 施策② 障がい者への虐待防止と権利擁護

(☞第5期障がい福祉計画P. 110)

障がい者の権利を護る後見(保佐・補助を含む)事業の利用者を増やすとともに、障がい者虐待の防止に取り組んでいきます。

#### 施策③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発【再掲：視点1】

(☞第5期障がい福祉計画P. 50及びP. 113)

東京都とタイアップして実施しているヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発について、今後も、あらゆる場面で区民に対する働きかけをより一層強化していきます。

